

## ◎新潟県告示第932号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 長谷・大谷休猟区

#### (1) 区域

加茂市大字下大谷地内の県道出戸村松線と国道290号線の交点を起点として、ここから国道290号線を北に進み、黒水集落を経て、県道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから七谷大橋をわたり、同国道を北東に進み、五泉市との境界線に至る。ここから同境界線を南東に進み、尼池山頂上に至る。ここから宝蔵歩道を北西に進み、升沢入林道、市道升沢入線及び市道中大谷幹線を経て、中大谷バス停付近において県道出戸村松線に至る。ここから同県道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

1,190ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

### 2 中里中部休猟区

#### (1) 区域

十日町市中里地区山崎地内の国道117号線と国道353号線の交点を起点として、ここから国道353号線を南魚沼市塩沢方面に進み、一般県道清津公園線との交点に至る。ここから同県道万年橋を渡り、市道重地小出線との交点に至る。同市道を北西に進み、林道小出田代線の起点との交点に至る。同林道を田代方面に進み、田代地内で市道田代線との交点に至る。同市道を北西方面に進み、県道中深見越後田沢停車場線との交点に至る。ここから同県道を十日町市倉俣方面に進み、中魚沼郡津南町駒返地内で国道117号線との交点に至る。ここから同国道を十日町市方面に進み清津橋を渡り、中里地区山崎地内の起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

1,108ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

### 3 畑野休猟区

#### (1) 区域

佐渡市畑野地内の県道両津真野赤泊線（通称南線）と、県道多田皆川金井線との交点を起点とし、県道多田皆川金井線を南東に進み、長谷、鳥越、中佐為、欠向の各集落を通り、小倉トンネルを経て、市道小倉丸山線と接する地点に至る。ここから同市道を南東に進み市道女神線と接する地点に至る。ここから市道女神線を、西南西に進み、市道7区小倉1号線と接する地点に至る。市道7区小倉1号線を西に進み、旧真野町と旧畑野町の境界線に至る。ここから同境界線を北西に進んで、佐渡市宮川地内で県道両津真野赤泊線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

2,167ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで

### 4 外海府休猟区

#### (1) 区域

佐渡市岩谷口地内の大河内川に架かる大川橋と県道佐渡一周線との接する地点を起点とし、大河内川右岸に沿って南東に進み、市道黒岩線と接する地点に至る。ここから同市道を南東に進み、旧相川町と旧両津市の市町境界線に接する地点に至る。ここから同境界線を南西に進み、新潟大学管理道路と接する地点（通称、大倉越え）に至る。ここから、同管理道路を北西に進み、林道大倉線に至る。ここから同林道をさらに北西に進み、途中、市道大倉1号線に切り替わり、大倉集落地内で県道佐渡一周線と接する地点に至る。ここで同県道を横断し、日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際に沿って北東に進み、矢柄、関、五十浦、の各集落を経て岩谷口集落に至る。ここから東に進み、県道佐渡一周線と接する地点に至る。ここで県道を横断し、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 面積

2,702ヘクタール

(3) 存続期間

平成30年10月15日から平成33年10月14日まで